

## 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2の規定に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用については、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定めるほか、このガイドラインに定めるところによる。

第1	趣旨	1
第2	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成	2
第3	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事務等	3
第4	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定手続	4
第5	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る変更の認定手続	4
第6	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準	4
第7	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施する事業者に対する指導等	7
第8	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定取消し	7
第9	認定事業者の実績状況の報告	8
第10	その他	8

別表 特定業務施設の対象範囲について

別紙1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請（変更申請）に係る認定について  
別紙2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の取消しについて

別添1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（移転型）  
別添2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）  
別添3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（移転型）  
別添4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況の報告例（拡充型）

### 第1 趣旨

我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っている。また、東京一極集中と地方からの人口流出が急速に進行する中で、地方においては、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高くなっており、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが喫緊の課題となっている。

こうした課題を解決し、地方において、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、「まち」の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るための政策パッケージとして、政府は、平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、当該総合戦略に、地方での安定した良質な雇用の創出を図り、地方への新たな人の流れを生み出すためには、地方において魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能の地方への移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことが必要であることが盛り込まれた。

このため、地域再生法において規定する地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺地域であって令で定める集中地域以外の地域）又は準地方

活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって令で定めるもの以外の地域）において、本社機能を有する業務施設を整備する事業を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」と規定し、地域再生計画において新たに記載できるようにすることにより、地域の計画的な企業誘致と合わせて事業者の地方拠点の強化を支援することとする。

本ガイドラインは、事業者が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に関する計画の認定制度の円滑かつ確実な運用を行うため、都道府県知事が当該計画の認定を行う上で考慮すべき事項とその手続等を定めるものである。

なお、本ガイドラインで使用する用語は、法、令、規則及び基本方針において使用する用語の例によるものとする。

## 第2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成

1. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの（特定業務施設）を整備する以下の事業の実施に関する計画をいう。

- (1) 移転型事業とは、東京23区から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して整備する事業
- (2) 拡充型事業とは、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）において、特定業務施設を整備する事業

2. 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいう（別表を参照すること。）。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、次に掲げる業務施設をいい、生産や販売等の部門のために使用されるものは含まれない。

(1) 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

- ア 調査及び企画部門 事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門
- イ 情報処理部門 自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門
- ウ 研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門
- エ 国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
- オ その他管理業務部門 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門

(2) 研究所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。）

(3) 研修所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

3. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請をする個人事業者又は法人（以下「申請者」という。）は、法第17条の2第2項に基づき、当該計画に別添1及び別添2に従って以下のことを記載しなければならない。

- (1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容及び実施時期について
  - ア 特定業務施設を整備する目的
  - イ 整備する特定業務施設の種別（事務所等の別）、整備場所、取得等の別、特定業務施設となる建物等の内容（床面積等）、事業期間（特定業務施設を整備した上で組織改正及びそれに伴う人事異動等の終了する時期）
  - ウ 特定業務施設の整備の実施時期（土地取得時期、着工時期、完成時期、事業供用開始時期）
  - エ 移転等を行う業務部門とその部門が計画申請時点に所在していた事業所名称（備考に事業所の住所を記載）
  - オ 特定業務施設で行う業務
  - カ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施前と実施後の組織体制
- (2) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項
  - ア 特定業務施設において常時雇用する従業員数
  - イ 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数とその内訳（新規採用者、他の事業所からの転勤者数（移転型事業の場合は、特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数、特定集中地域以外の地域にある転勤者数を区分））
  - ウ イに記載する者の職種及び人数
  - エ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関連する全事業所において、2. に記載する業務施設において行われる業務（以下「特定業務」という。）に従事する常時雇用する従業員数
    - ※（1）エに記載する移転等を行う業務部門が計画申請時点に所在していた事業所及び整備する特定業務施設において、特定業務に従事する常時雇用する従業員数を記載すること。
- (3) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法
  - ア 特定業務施設等の整備に必要な資金
  - イ アに記載する資金の調達方法
- (4) 法第17条の3から第17条の5までに規定する支援措置の活用の希望の有無
- (5) 雇用保険適用事業所番号（新規雇用等に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合のみ）

4. なお、申請者は地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を申請する場合は、規則第28条第1項各号に規定する書類を添付しなければならない。

同項第3号に規定する常時雇用する従業員の数を証する書類とは、賃金台帳、雇用者名簿その他これらに準ずる書類をいう。

同項第4号に規定するその他参考となる事項を記載した書類とは、申請主体の新旧組織図や特定業務施設の整備に係る稟議書等、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に必要と判断される書類のことをいう。

### 第3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事務等

認定都道府県知事は、法第17条の2第3項の規定に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定、法第17条の2第6項の規定に基づく地方活力向上地域等特定業務施設

設整備計画の認定の取消し、規則第36条の規定に基づく実施状況の報告確認その他必要な事務について行うものとする。

#### 第4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定手続

1. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の申請を受けたときは、申請書に規則第28条第1項各号に規定する必要書類が添付されていることを確認するものとする。
2. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をしたときは、その旨を規則第28条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、申請書の写しを添えて規則様式第17又は第18による認定通知書を交付することとする。  
また、地域再生法第8条第2項の規定に基づき、経済産業省経済産業政策局地域企業高度化推進課に対し、申請書の写し及び認定通知書の写しを添えて本ガイドライン様式第1をその認定の日の属する月の翌月15日までに通知するものとする。  
なお、東京23区から準地方活力向上地域に特定業務施設を移転して整備する事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定したときは、本ガイドライン様式第1にその旨を記載すること。
3. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をしないこととしたときは、規則第28条第5項の規定に基づき、その旨及びその理由を申請者に対し、規則様式第19により通知するものとする。
4. 認定都道府県知事は、申請者が風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないことを申請書に添付される定款等により確認するものとする。  
なお、申請書等において確認できない場合には、必要に応じ、各都道府県の警察と連携する等、適切な運用が図られるよう努めるものとする。

#### 第5 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更の認定手続

1. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」という。）から、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請を受けた時は、申請書に規則第34条第2項に規定する必要書類が添付されていることを確認するものとする。
2. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更に係る認定をしたときは、規則第34条第3項の規定に基づき、第4 2. の手続を準用することとする。
3. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更に係る認定をしないこととしたときは、第4 3. の手続を準用することとする。  
なお、当該認定をしないこととすることにより、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施ができなくなる場合にあつては、第8によりその認定を取り消すこととする。

## 第6 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準

認定都道府県知事は、認定地域再生計画が円滑かつ確実に実施できるよう申請者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が法第17条の2第3項各号に掲げる基準に適合するかについて審査を行う際は、次の事項を満たしているか留意することとし、申請書の記載内容について確認すること。

### (1) 認定地域再生計画に適合するものであること

#### ア 特定業務施設の整備であること

特定業務施設の整備が新設、増設、購入、賃借、既存施設の用途変更のいずれかにより実施されるかを確認することが必要である。

また、用途変更とは工場を事務所とするというような、十分な改修が行われるもので、外形上明確に判別がつくものをいい、単に工場の空きスペースに簡易な仕切りを設けて事務所とするようなものは、用途変更とはならないことに留意すること。

整備される業務施設が特定業務施設に該当するかについては、移転等が行われる業務が特定業務であるかについて、組織体制（移転等が行われる業務部門の組織内における位置付けとその名称等）、特定業務施設において増加が見込まれる従業員の職種、当該施設で行われる業務内容等を個別具体的に勘案し、判断することが必要である（特定業務に該当するかについては、第2-2.を参照すること。）。

なお、同一建物において特定業務施設と特定業務施設以外の業務施設が混在するような場合には、階層単位や執務室単位等、具体的な業務施設の構造等を勘案し、特定業務施設となる部分を明確に区分することが必要である。

※特定業務施設に従事する従業員が複数業務を兼務する場合には、主たる業務について判断する必要がある。

#### イ 認定地域再生計画で定められた目標に寄与すること

申請書に記載されている整備内容等が、認定地域再生計画に掲げる目標の達成に寄与するものであることが必要である。

#### ウ 認定地域再生計画で定められた地方活力向上地域等内であること

申請書に記載された特定業務施設の整備場所が、移転型事業である場合には認定地域再生計画で定められた地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内、拡充型事業である場合には当該地方活力向上地域であって拡充型事業の対象地域内であることを確認することが必要である。

このため、東京23区以外の地域から地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域を除く。）又は準地方活力向上地域に業務部門を移転するものは地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定対象とならないため留意すること。

#### エ 事業区分（移転型事業、拡充型事業の別）が適正であること

移転型事業として地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をする場合にあっては、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内で特定業務施設の整備が行われるものであり、かつ、移転等を行う業務部門が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請時、東京23区内に所在していた事業所であることを確認する必要がある。

また、東京23区内から業務部門を移転するものであっても、常時雇用する従業員数を確認し、(2)イに記載する転勤者の要件を満たしていない場合（移転に伴って新設した業務部門又はその他の地域からの移転した業務部門である場合）は、拡充型事業に区

分されることになるため留意すること。

オ 事業期間が適切であること

申請書に記載された事業期間が5年以内であり、かつ、認定地域再生計画の計画期間を超えるものでないことを確認する必要がある（認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を変更した場合も、当該期間を超えて事業期間を延長することはできない。）。

カ 地方全体の雇用の拡大の推進に寄与するものであること

基本方針「2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」にあるとおり、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業は、地方全体の雇用の拡大の推進に寄与するものであることが必要である。

このため、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に当たって、申請者全体の従業員数を増加させることを求めるものではないものの、当該計画が地方全体の雇用の拡大の推進に寄与するものでなければ、基本方針に適合するものとして認められた認定地域再生計画と合致する計画とならず、認定の対象とはならないため、申請者の整備する特定業務施設以外の事業所を含む地方全体の従業員数が以下のとおりであることを確認する必要がある。

なお、ここでいう地方とは地方活力向上地域となり得る集中地域以外の地域を指すが、移転型事業に限り、準地方活力向上地域の対象となり得る地域も含む。

①申請者が地方に有する全事業所のうち、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所において特定業務に従事する従業員数の5人（中小企業者の場合は2人）以上の増加が見込まれること。

※ 当該計画に起因して従業員数が増減する全事業所とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設及び当該特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所のことをいう。

②申請者が地方に有する全事業所のうち、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において特定業務に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の存する地域の活力を失わせることがない場合はこの限りでない。（移転型事業のみ）

※ 当該計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所であって、閉鎖又は縮小が行われる事業所のことをいう。

※ 特定業務に従事する従業員とは、移転等が行われる業務部門以外の特定業務に従事する従業員も含む。

(2) 常時雇用する従業員に関する要件に適合するものであること

ア 特定業務施設において特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合には2人）以上であること。

イ 特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合には2人）以上であること。加えて、移転型事業の場合には、増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は特定業務施設が整備され事業を開始した年度（個人事業主の場合は暦年）

における特定業務施設の増加従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること。

(東京23区において従業員が減少する場合、①東京23区において減少する従業員数及び②東京23区における定年退職者又は自己都合退職者の合計数のうち、少ない方の数を上限として、特定業務施設における新規採用者を、東京23区からの転勤者とみなす。)

※ ア及びイは、いずれも地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間終了時において達成が見込まれることを要件としている。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

ア 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容及び実施時期が具体的、かつ、実現が見込まれるものであること。

イ 特定業務施設となる建物等の内容が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために不十分なものでなく、かつ、適正な価格となっている等、当該計画を円滑かつ確実に実施するものであること。

ウ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金の額が当該計画の内容等を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであること。

エ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定前に取得し、又は建設を開始した建物等が当該計画の対象となっていないこと。

第7 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施する事業者に対する指導等

1. 認定都道府県知事は、事業者から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成する旨の申出があった場合には、必要に応じ指導及び助言を行い、当該計画を適切に作成できるよう関係行政機関及びその他必要と認める関係機関と連携を図るものとする。
2. 認定都道府県知事は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施状況を適宜確認することとし、必要に応じて、認定事業者に対して適切な指導及び助言を行うものとする。

第8 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定取消し

1. 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
2. 認定都道府県知事は、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の取消しをしたときは、規則第35条の規定に基づき、その旨及びその理由を規則様式第22により通知するとともに、法第8条第2項の規定に基づき、経済産業省経済産業政策局地域企業高度化推進課及び厚生労働省職業安定局雇用政策課に対し、取消通知書の写しを添えて本ガイドライン様式第2をその取消しの日の属する月の翌月15日までに通知するものとする。
3. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施していないと認める場合とは、以下のような場合が想定される。

- (1) 認定基準に適合することが出来ない場合
- (2) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に虚偽の記載があった場合
- (3) 認定事業者が風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者であることが判明した場合
- (4) 認定事業者が破産手続を開始した場合等、事業実施が困難と判断される場合
- (5) 特定業務施設に該当しない用途に変更し使用している場合

## 第9 認定事業者の実施状況の報告

1. 認定都道府県知事は、規則第36条の規定に基づき、規則様式第23又は第24により認定事業者から実施状況の報告を受け、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の進捗状況の確認を行うこととする。

また、認定事業者から、当該事業年度終了一月以内（計画終了後は事業期間の末日から一月以内）に実績報告がない場合には、認定事業者に対し、実績報告を行うよう指導することが必要である。

2. 認定事業者は、実施状況の報告に別添3及び別添4に従って、以下のことを記載するものとする。

### (1) 特定業務施設の整備状況

ア 特定業務施設の整備状況

イ 整備の実施時期（土地取得時期、着工時期、完成時期、事業供用開始時期）

ウ 報告時点の組織体制

### (2) 特定業務施設における雇用実績

ア 特定業務施設において常時雇用する従業員の総数

イ 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数とその内訳（新規採用者数、他の事業所からの転勤者数（移転型事業の場合は、特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数と特定集中地域以外の地域にある転勤者数を区分））

ウ イに記載する者の職種及び人数

エ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関連する全事業所において特定業務に従事する常時雇用する従業員数

### (3) 支援措置の活用実績の有無

## 第10 その他

### 1. 中小企業者の定義について

地域再生法の認定事業者である中小企業者と、課税の特例措置の適用を受けようとする場合の中小企業者は定義が異なるため、留意することが必要である。

認定事業者である中小企業者とは、規則第33条第1項第1号の雇用増加要件が緩和される中小企業者のことをいい、課税の特例措置の適用を受けようとする場合の中小企業者とは、租税特別措置法施行令第27条の11の3等に規定する取得価額要件や所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第91条第1項（平成30年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業者に係る経過措置）において引用される同法による改正前の租税特別措置法第42条の12第1項第1号等に規定する基準雇用者数の要件が緩和される中小企業者のことである。



## 2. 雇用促進税制を活用する場合の留意事項

### (1) 雇用促進計画の提出時期について

認定事業者は、雇用促進税制の適用を受ける場合には、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定後2ヶ月以内に認定事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出する必要がある。この際、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定時点に既に雇用促進計画を提出している場合であっても、同様に当該計画の認定後2ヶ月以内に認定事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出し直す必要がある。

また、税制の適用年度は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度（個人事業主の場合は暦年）であるが、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日を含む適用年度以外の適用年度において雇用促進税制の適用を受ける場合には、当該適用年度の開始後2ヶ月以内に認定事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出する必要がある。

更に、雇用促進税制の移転型事業に係る上乘せ措置の適用を受けるためには、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日を含む適用年度以降の全ての適用年度における雇用者増加数等を証明する必要があることから、移転型事業に係る認定事業主にあつては、雇用促進税制の適用を受ける予定のない適用年度を含めて、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日を含む適用年度以降の各適用年度において、期限までに認定事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出する必要がある。また、雇用促進税制の適用要件の中には、税制の適用を受けようとする適用年度以前の適用年度の実績に基づく要件を選択可能なもの（※）もあることから、拡充型事業に係る認定事業主についても、雇用促進税制の適用を受ける予定のない適用年度を含めて、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日を含む適用年度以降の各適用年度において、認定事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出することが望ましい。

このため、認定都道府県知事は、申請者又は認定事業者が雇用促進税制の活用を希望する場合には、その旨を申請者又は認定事業者に説明し、認定事業者が雇用促進税制を円滑に活用できるよう配慮すること。

なお、雇用促進税制の適用を希望する認定事業者においては、適用事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主の場合は、翌年の3月15日まで）に認定事業者の本店・本社を所管するハローワークに対し雇用促進計画の達成状況の確認を求め、ハローワーク又は都道府県労働局においては、認定都道府県に対し、当該認定事業者の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更及び取消しの有無について確認を行うので、適切に対応すること。

※ 雇用促進税制の適用を受けるためには、当該適用年度における特定新規雇用者等数（当該適用年度における「特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用者（当該適用年度の末日において当該特定業務施設に雇用保険一般被保険者として勤務している者に限る）の数」と「特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数から特定業務施設の新規雇用者（当該適用年度の末日において当該特定業務施設に雇用保険一般被保険者として勤務している者に限る）の数を控除した数」の合計）が2人以上であることが要件の1つとなっているが、この要件に代えて、「当該適用年度より前のいずれかの適用年度において特定新規雇用者等数が2人以上であり、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年

度において法人全体（もしくは個人事業主全体）及び特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数がともに0以上であること」という要件も選択可能となっている。

## (2) 雇用促進税制の対象となる特定業務施設について

雇用促進税制の対象となる常時雇用する従業員数は雇用保険適用事業所単位で把握することとなるため、原則として、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設の範囲が一の雇用保険適用事業所の範囲と一致することが必要である。しかしながら、特定業務施設とそれ以外の業務施設が混在する等の理由により上記要件に合致しない事情も想定されることから、認定都道府県知事は、申請者又は認定事業者が雇用促進税制の活用を希望する場合には、整備する特定業務施設が一の雇用保険適用事業所となるか等について、特定業務施設を整備する場所を管轄するハローワークに事前に相談するよう申請者又は認定事業者の説明し、認定事業者が雇用促進税制を円滑に活用できるよう配慮すること。

なお、一の雇用保険適用事業所となるためには、特定業務施設の所在地を管轄するハローワークに雇用保険適用事業所設置届及び登記事項証明書等の確認書類の提出が必要となる。

また、やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所にできない場合は、雇用促進計画の達成状況の確認時に、適用事業年度の初日の前日及び適用事業年度の終了日において当該特定業務施設に勤務していた雇用保険一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている雇用保険一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））等を提出する必要がある。

※ 既存施設を特定業務施設とする場合には、既存の雇用保険適用事業所番号を使用することも可能である。なお、既存施設を特定業務施設とする場合においても、特定業務施設を新設する場合においても、原則として、一の雇用保険適用事業所となる特定業務施設の範囲は、第2 2.において定める特定業務施設に限られ、それ以外の業務施設は含まれないことに留意すること。

※ 現行制度において、雇用保険の適用単位は、経営上一体を成す支店、営業所、工場等を統合した企業体の単位ではなく、本社、支店、工場等のように、個々の経営組織の下、独立性のある経営体になるため、一の雇用保険適用事業所とみなされるには、以下の3つの要件全てに該当する必要がある。

- ① 場所的に他の事務所から独立していること
- ② 経済（又は業務）単位としてある程度独立性を有すること。すなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること
- ③ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること

以上の①～③に該当する場合に一の雇用保険適用事業所に該当することになるが、すべての条件を満たさない場合であっても、他の社会保険の取扱い、労働者名簿及び賃金台帳の備え付け状況等により、一の雇用保険適用事業所と認められる場合がある。

なお、一の雇用保険適用事業所となるためには、一の労働保険適用事業場となることが必要であるため、申請者又は認定事業者は、ハローワークへの相談後、労働基準監督署において、一の労働保険適用事業場となるための手続きを行うこととなる。

## 3. 債務保証の活用を希望する場合の留意事項

- (1) 認定事業者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証を活用する場合には、以下の要件を満たす必要がある。
- ア 事業の資金計画が適切なものであること。
  - イ 認定事業者の財務が健全であること。
    - ・直近決算書において実質債務超過でないこと（含み不良資産等による実質債務超過でないこと）。
    - ・有利子負債がキャッシュフローの10倍を超えていないこと（借入過多でないこと）。
  - ウ 独立行政法人中小企業基盤整備機構保証付借入の資金用途は設備資金のみであること（賃貸に係る資金等運転資金は含まないこと）。

このため、認定都道府県知事は、申請者又は認定事業者が債務保証の活用を希望する場合には、その旨を申請者又は認定事業者に対し説明し、認定事業者が債務保証制度を円滑に活用できるよう配慮すること。

- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証審査は、貸付金融機関からの申込みにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構による金融審査等の総合判断に基づき決定されるため、認定都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をもって、債務保証が決定されるものではないので留意すること。
- (3) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をする際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構への事前相談は必須ではない。